

Title	我が國の市町村義務費に就いて(下)
Author(s)	小山田, 小七
Citation	經濟論叢 (1932), 35(6): 870-878
Issue Date	1932-12-01
URL	<a href="http://dx.doi.org/10.14989/130254">http://dx.doi.org/10.14989/130254</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第

卷五十三第

行發日一月二十年七和昭

## 論叢

制欲説の吟味・・・・・・・・・・・・・・・・・・文學博士 高田 保馬  
 爲替心理説の主張・・・・・・・・・・・・・・・・・・經濟學博士 谷口 吉彦  
 政治算術附地方算法に就きて・・・・・・・・・・法學博士 財部 靜治

## 時論

米專賣制の弱點・・・・・・・・・・・・・・・・・・法學博士 神戸 正雄  
 現代社會問題より見たる琉球・・・・・・・・・・經濟學博士 石川 興二

## 研究

オーヴァーストンの金融統制理論・・・・・・・・經濟學士 一谷藤一郎  
 我國の市町村義務費に就いて・・・・・・・・經濟學士 小山田小七

## 說苑

再び貨幣の主觀價値に就て・・・・・・・・經濟學士 柴田 敬  
 人口動態並行法則を論ず・・・・・・・・經濟學士 三谷 道麿

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題  
 本誌第三十五卷總目錄

(禁轉載)

## 我が國の市町村義務費に就いて(下)

小山田 小七

目次 一、緒言。二、義務費の意味。三、内容(以上前號登載)。四、特質。五、財源との關係。六、結び。

### 四

我が國現在の市町村義務費の内容及び其各部分の特徴は概略上記の如しとして、次に義務費全體の特質を考へて見る。先づ第一に、義務費は其内容として著しく雑多な經費を含んで居る。之、經費所要の原因、經費の本來的負擔者等の如何に拘らず、國は法令を以て經費負擔其物を市町村の義務としたる結果に外ならぬ。もとよりある經費を義務費となすのは其經費が行政執行上不可缺だからである。然し其不可缺は獨り市町村行政上の不可缺のみでなく、國又は府縣の行政上の不可缺たる場合もある。實際上では、國又は府縣が其財政上の都合から自己の行政費用を、市町村に轉嫁し之を義務付くる場合がある。従つて義務費は内容として雑多なものを含むに至るのであるが、凡ての義務費は義務費たるべき理論上充分の根據を持つものでない。全く國の法令の所産と云ふも過言ではない。第二に、法令による義務付け方にも種々の方法が採られて居る。勿論、ある種の經費を義務費となす抱括的規定は市制及町村制内に在るけれども、其抱括的規定の實質

的内容をなす個別的規定は又實に雜多な法令に散在して居る。即ち市制町村制はもとより、學事、兵事、衛生、産業等の行政各部の法令、國稅徵收法、地租法、所得稅法等の稅法、民法、民事訴訟法等の一般法に至るまで關係を持つて居る。而て義務費となす方法は、各々の法令中に直接にある經費を市町村の義務負擔とする旨を明示する方法、各々の法令によりある事務を市町村又は其機關に委任し義務付くる結果、市制町村制の抱括的規定により義務費となす方法、各法令に基づく職權官廳の命令を待つて始めて義務負擔となす方法、及び特別に市町村のみに義務を課するのではないが、公私人共にある法令の拘束を受くる結果、市町村も亦當然に義務を負ふに至る方法の四通りに大別し得る。此四方法により雜多な法令に關係を持つ雜多な經費が義務費となる。第三に豫算との關係を見るに、或は歲出科目又は其種目として現れるものがあり、或は其何れとしても現れないものがある。小學校費の如きは前者の例、統計事務費の如きは後者の例である。而て其現れるものでも單純に一科目又は一種目として現れるものと、二三の科目又は種目に分れて現れるものがある。例ば市町村會々議費の如きは前者に當り、傳染病豫防費、汚物掃除費の如きは後者に當る。其現れないものは大體上、役所(役場)費中に混合して存して居る。例ば事務を執る人々の給料等は同費中の書記、雇員等の給料等の中に、又事務用の備品、消耗品、印刷、通信等の費用は同費中の需用費中に存する。而て其事務を執る人々は團體又は機關委任事務を執ると共に、所謂隨意事務をも執る。又備品消耗品等も亦何れの事務にも使用消費さるゝ。故に混在

して居る此種の義務費は自由費との限界が甚だ明瞭でない。以上のやうに義務費の豫算上に於ける取扱ひが簡明でない結果、義務費を計數的に調査研究するに先づ困難を感じる。而て此困難は次の理由によりて更に倍加される。第四に、義務費には、團體又は機關委任事務費の如く一定の限度を持つものがあり、諸税及負擔、公金取扱費、公債費の如く一定額を持つものがある。而て後者は其全額が義務費、義務額であるから問題はないが、前者に就ては一定限度以上は自由費となるのであるから其限度が、即ち義務額が問題となる。義務額は抽象的には、其經費所要の事務を支障なくし得る最少額たるべきである。然らざれば義務費は名のみ存して實效なきに至るからである。此の如き義務額は科目として現るるものにも、現れざるものにも存するは勿論である。従つて義務費は、科目又は種目として現すべきものにおいて、其科目又は種目を豫算上に設けて少くとも義務額を計上し、之等を持たないものは適當の科目又は種目中に義務額を混入して計上せねばならぬ。然し實際では科目又は種目として現れるものにおいて、義務額のみを豫算上に掲ぐるのではなく其超過額たる自由費をも含む。故に此點から更に數量上の混亂が生じ、義務費額を調査研究するのが益々困難となる。以上第三並に第四の所より來る困難の故に局外者は數量的研究を容易に着手するを得ない。第五に、市町村は義務費に關して一般的監督を受くるの外、或は特別の監督を受け、或は義務違反の場合に特別の匡正を受くる。之又當然の理である。而て其特別の監督又は匡正は、義務費一般に共通なものと、特別の義務費に關するものがある。(イ)

義務費一般に共通なものとしては、再議、原案執行及び強制豫算の二がある。再議及原案執行は、市町村の決議機關の不當なる意思決定に對する匡正方法である。即ち市町村長は義務費を豫算に計上したるに拘らず、市町村會又は市參事會之を削除又は減額したる場合に處する方法である。強制豫算は右と異り市町村其者に對する監督である。即ち市町村長に於て義務費を豫算に計上せず市町村會も亦其のまゝ其豫算を議了したる場合に處する方法である。而して原案執行は市町村長の申請を待つて始めて命じ得るも、強制豫算は申請を必要としない。之等の監督又は匡正方法に關連して再議に附し又は指揮申請(原案執行)をなし得る義務費と、強制豫算を命じ得る義務費とは其内容に於いて同一なりや否や、換言すれば其各々の監督範圍には相異なきや否やの問題が起され得る。蓋し法文は前の場合に就いては、法令に依り負擔する費用、當該官廳の職權に依り命ずる費用、其他の市(町村)の義務に屬する費用を列記するに反し、後の場合に就いては最後の其他の市(町村)の義務に屬する費用を缺いで居るからである。財政學では抱括的に義務費は強制豫算を命じ得るとなす説が多い。<sup>1)</sup>然し一概に義務費たるの故に強制豫算を命じ得るや否やは法文解釋上多少の疑なきを得ないけれども、之は全く法文の有權解釋に待つの外ない。但し立法論としては義務費は一般に強制豫算を命じ得るとすべきである。今假りに此最後の費用に就ては強制豫算を命じ得ないとすれば、義務費には強制豫算を命じ得るものと然らぬものがあることとなる。(ロ)特別の義務費に對する特別の監督は、豫算の強制變更、強制追加豫算、及び事業の返

- 1) 市制九十條ノ二、町村制七十四條ノ二
- 2) 市制百六十三條、町村制百四十三條
- 3) Grice, National and local finance. p. 354, p. 356
- 4) 小林博士、財政學評論、133頁
- 5) 小川博士、財政學、一卷、總論、921頁、阿部博士、財政學、改訂版、960頁、小林博士、地方財政學、131頁

還(國による事業の直接施行)である。而て特別の義務費とは、義務費を以て爲す事業が、國庫より補助(狹義)を受けて居る場合の義務費である<sup>6)</sup>。もとより國庫から補助を受けてなす事業は義務費を以てなす事業に限らないけれ共、下に述ぶるが如く委任事務には之に該當するものがあるから、其該當するものは又自ら此特別の監督を受くることとなる。第七、最後に義務費に就いては市町村會は自由に改廢することを得ない。之は義務費たるの性質上當然の結果に屬し更に説明の要を見ない。廢除は勿論削減に對してすら匡正の方法があるのは上述の通りであるが、之は全く此の點から來るものである。

要するに義務費の特徴は、市町村會の豫算議決に對し制限を加へられて居る點、義務額を持ち而も自由費との分離が容易でない點、特別の財政監督を受くること、及び内容及豫算上の取扱ひ方法等が雜多且複雑な點に存すると云ひ得る。

## 五

市町村財政の實際と其住民の負擔とに深い關係を持つて居るのは、上述の内容及特徴よりも寧ろ其數量と財源とである。而て局外者としては數量の正確な調査研究の困難なことは、否殆んど不可能に近いことは已に再三述べた所である。故に此所では専ら財源との關係を考察して見る。

義務費と財源との關係は三大別することが出来る。其一は特に義務費の全部又は一部を充當する爲めに國は法令を以て財源を指定分配する場合であつて、此場合は二者の間に直接の連絡があ

6) 國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル法律、及同法施行ニ關スル件(明治三十一年勅令184號)

る。其二は一方で義務費の負擔を課すると共に、他方で其義務費を以てなす事務に隨伴する收入を市町村の收入と指定する場合であつて、此場合は其收入は市町村の收入一般となるから、謂はば間接の連絡があるのみで直接の連絡はない。其三は義務負擔のみありて全く市町村收入一般によつて充當せねばならぬ場合である。此場合は財源に就ては特別の考慮が拂はれてないので、直接にも間接にも連絡はなく、全く地方收入又は地方財源一般の問題に還元さるる。故に其三は茲で研究する範圍でないこととなるから除外する。

先づ其一の指定して分配さるる財源の主なもの、繰替金戻入金、下渡金、交附金、及び補助金である。繰替金戻入金は繰替拂をなした市町村がその請求によつて拂戻を受けた收入である。而て市町村に對して拂戻をなすものは、國又は府縣等の公人たることもあり、船長、扶養義務者等の私人たることもあり、又拂戻者が單純なる場合(例は召集旅費繰替金に對する拂戻の場合)もあり、相當複雑な場合(例は行旅病人及行旅死亡人繰替金の拂戻の場合)もある。之等は各々の繰替金に就て法令を以て定めて居るが一定して居ない。此種の收入の特徴は事後所要經費の全額が拂戻されて市町村收入となる點にある。下渡金は、市町村義務教育費國庫負擔法及一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法によりて國庫より分配支給するもので、事務から云へば團體委任事務の一たる義務教育事務に、經費から云へば小學校費に對するものである。性質上は國庫の分擔金たるものである。交附金は、國稅徵收法及府縣制施行令による國稅徵收交附金府縣稅徵收交附金を主なものとし、場合



によれば、水利組合費、畜産組合費、農會費、耕地整理組合費、商工會議所費、健康保険料の等徴収交附金がある。性質上は徴収及送達事務の費用辨償たるものである。次は補助金であるが、茲に所謂補助金とは法令に基き義務費に對して支給さるるもののみを指す。蓋し、元來市町村に對する補助金には法令に基くものと然らぬものがあり、又義務費に對するものと然らぬものがあるけれども、此所に關係あるは上述のものに限られ他は此所では問題とならぬからである。此の如き意味の補助金に屬するものは、例ば、道路費、傳染病豫防費、トラホーム豫防費、結核豫防費、寄生蟲豫防費、不良住宅地區改良費、史蹟名勝天然紀念物保存費、職業紹介所費に對する補助、統計費補助、河川又は砂防負擔金補助等である。其多くは團體委任事務費に對する財源補足の性質のものである。而て補助者は國庫又は府縣である。補助金額も各義務費に就いて異なるのみでなく、同一義務費中でも使用消費の方面によつて異なることがあつて一定して居ない。因みに此補助を受けて居る事業、例ば道路費補助を受けてなす道路の新設改築の如きは、特別の監督を受くることは前述の如し。以上四つの指定分配財源は、各々歳入科目となるものである。但し補助金は國庫補助金及府縣補助金の二款に分れる。

其二は、其一のものが多く補助金（廣義）支給の方法を採るに反し、多く手数料（廣義）指定の方法を採る。又其収入は義務費と直接關係なく市町村收入一般となること上述の如し。元來、市町村の手数料及び使用料には市制町村制の規定に従ひ市（町村）條例によりて設定するものと、他の

法令によつて設定されて居るから市(町村)條例によりて之を設定する必要なく而も其収入は市町村に歸するものがある。又義務費を以て行ふ事務と關連を有するものと、然らぬものがある。茲に謂ふ手数料及び使用料は他の法令所定の而も義務費と關連を有するものである。其主なものは、使用料としては小學校授業料、道路占有料、史蹟名勝天然紀念物觀覽料等であり、手数料としては戸籍、寄留、及び馬籍の謄本、抄本及び閱覽手数料、督促手数料等である。使用料は團體委任事務に、手数料は機關委任事務に附隨して居るものが多い。尙更に其二の収入に屬せしめ得る若干の収入がある。例ば、代施行費用追徴金(清潔、消毒、害蟲驅除豫防の代施行の場合)、義務費追徴金(汚物掃除の場合)、滯納處分費收入等の如し。此等其二のものは豫算上、手数料、使用料、及雜收入中の種目として現るる。

右其一及び其二の如く、直接間接に法令によりて特に財源に就いて考慮を拂はれて居るが、義務費が之等による収入を超過した部分、及び何等特に財源に就いて考慮を拂はれてない義務費、即ち其三の關係にある部分とは、當然に市町村の一般的收入によりて充さなければならぬ。尙之等の特に提供されて居る財源は歳入科目又は種目となりて現れ、且つ程度の問題を含まぬが故に、稍々詳細な財政統計を以てすれば數量を發見するに難くはない。

## 六

要之、我が國の市町村の義務費は、經費自體が法令により市町村に於て負擔すべく義務付けら

れて居る經費を指すものである。其内容は要約して、自治體構成及職制維持費、團體委任事務費、機關委任事務費、負擔費、財政費及び繰替金の五となすことが出来るけれども、實は可成り多岐廣汎に亘つて居る。但し其中心點は團體委任事務費にある。五種の經費各々前述の如き特徴があるが、共通な特徴としては、市町村會の豫算議決權の制限、特別の監督、義務額あるの點、自由費と混淆して居る點等を上ぐるを得る。尙又義務費の直接間接の財源として法令により補助金及手數料(共に廣義)を指定して以て特別の考慮を拂ふて居る場合もある。而して義務費研究並に對策考究上最も遺憾なことは數量的に正確な研究が缺けて居ること、若くは局外者からはそれが殆んど不可能なことである。其理由は已に再三述べた通りである。然し此數量が正確に捕捉出來なければ、特別に義務費に對して提供されて居る財源と義務費との數量關係、從つて義務費と市町村民の負擔との關係も正確に判明せない。それは又延いて義務費の内容の整理改善、市町村財源一般の擴張、市町村間の負擔不公平の原因及び緩和又は除去等の理論乃至方策を研究する上に於て重要な點が不明確と云ふこととなる。此の如く數量的研究は、市町村財政の真相を捉み且從つて對策の根據を與ふるもので必要不可欠であるから、是非共、局にある人に於て調査發表されんことを希望して止まない。(昭和七・八・八)